

助産師教育研修研究センター設置規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第5条本会の公益目的に基づき、助産師教育に携わる者が、高度な助産実践の教育力を修得・維持し、助産師教育の質の向上に、生涯学習の場として、資することを目的として助産師教育研修研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(事業内容)

第2条

- (1) 助産師教育に関わる教員を対象とした研修
- (2) 助産師教育に関わる臨床指導者を対象とした研修
- (3) 研究機関に属さない助産教員及び助産臨床指導者のための助産研究能力向上支援
- (4) その他理事会が必要と認めたもの

(組織)

第3条 センター事業は助産師教育関係者のための研修事業にあたることから、本会の公益事業2に位置づけ、センター運営委員会が運営にあたる。

- 2 センターにセンター長を置き、会務を総理する。
- 3 センター長は理事会の承認を得て会長が任命し、その任期は任命後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する社員総会の日までとする。但し、再任を妨げない。
- 4 センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(連絡先)

第4条 本センターは全国助産師教育協議会(以「本会」という。)の助産教育機能として設置し、本会事務所を連絡先とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

この規程は、平成25年7月21日から施行する。